

令和5年大川市農業委員会第12回総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月10日(金)
開 会 午前9時30分から午前11時00分まで

2. 開催場所 大川市役所 第一委員会室 (3階)

3. 出席委員(16人)

農業委員

1番	志牟田文彦	9番	宮崎 敏朗
2番	植木 幸治	10番	古賀 林允
3番	平田 義彦	11番	井口 信昭
4番	貞苺 謙二	12番	山崎 忠文
		13番	吉川 康則
6番	柿添千鶴子	14番	田中 博文
7番	武下 博子		
8番	宮原 和徳		

農地利用最適化推進委員

	古賀 隆一
貞苺 邦雄	石川 春義

4. 欠席委員(2人)

5番 中村 庄一
永尾 浩

5. 傍聴人 (0人)

6. 付議議題

議案第40号	農地法第3条許可申請について
議案第41号	農地法第4条許可申請について
議案第42号	農地法第5条許可申請について
議案第43号	大川市農用地利用集積計画について
報告第17号	農地法第18条第6項通知について

7. 事務局

局長 宮崎 和彦 係長 廣松 和徳 企画主査 尾崎 誠

8. 会議の概要

(開会)

事務局 みなさん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和5年第12回大川市農業委員会総会を始めさせていただきます。

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。農業委員会の在任農業委員14名中、13名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。

それでは、議事規則第4条の定めにより、会長より議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 本日、ここに令和5年第12回大川市農業委員会を招集しましたところ、委員各位には公私とも、ご多忙の折にもかかわらず、ご参集くださいまして誠にありがとうございました。それでは、出席委員は、定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される時は挙手をし、議長の許可を受けてから、議席番号、氏名を告げて発言をお願いします。

最初に、議案第40号農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。1番～4番について審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

それでは、1番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

古賀委員 10番古賀です。2, 3か月前にも話が出ていたと思うんですけども、贈与の問題ですね、一括増与、生前贈与というのは私もわかっているんですけども、ここにあるのは16㎡とか23㎡じゃないですか。部分的な贈与のやり方とそれから24年度から税制改革が多分出されるんでその辺りとの兼ね合いもあったかもしれませんけれども、贈与のやり方とかね、こういう場合は例えば贈与税が110万円以内だからとこのような形でやってあるのか全体的に面積が多い場合とかどのようにやってあるのかその辺りを教えてもらえますか？

金銭面なことはなしでただで譲り渡すのが贈与ということでしょう？贈与税

とあるじゃないですか。それと同じような感覚でみてあるのか、それとも農地とか宅地とかとは違うのか、そこらへんの規定がよくわかっていないのでその贈与という意味を教えてください。

事務局 すみません、贈与の意味？

古賀委員 要するにこの面積分を金で払わずに贈与という形で払うと、何も問題が発生しないという形で贈与を選んであるんですか？

議長 贈与ができる場合、その贈与はどんなふうにできていっているかというところ。自分も田んぼが3畝ばかり、東京におる兄ちゃんがこっちに3畝ばかり物件としてもらっているからそれをこっちに在る者でどうにかしてくれと言いやすけん、くれるけんもらってくれと言っているから、どういう風にするか事務局にも相談したけれども、結局贈与という形をとったほうが今は誰もが下限面積が撤廃されたから買われるということになったもんだから、どっちがいいかなと言っていたら、兄ちゃんが贈与・くれるということだから、贈与税がどうなるのかというところ、3畝の白地の農地のところどういうふうにかかってくるのか、税務署に行って聞いてきてくれと言っているけれど、来年1月くらいにはいったら税金の申告前に研修会をしようとは思っていた。その辺はまだはっきりわからないのやろ？

事務局 まだわかりません。

古賀委員 この前、事務局に言って勉強してから報告してくれ、と言っていたがまだみたいなので再度質問するけれど、例えば田んぼですると10a当り1万円じゃないですか。そういう形で計算するのかどうかと評価額とか場所によると白地の場合はいろんな違う形がある。贈与の場合どうなるのかその辺りがはっきりしていないと、ある程度分かっていないといかんと思う。

議長 これからはそういうのがどんどんでてる。

古賀委員 それに関連だが国庫に帰属させるのも今年始まっている。それを戻された場合、国だが市町村が担当して誰がどのように維持管理するのかということは決まっていますか。

議長 中間管理もだが、国はどこでもはもらわない。ただ一筆あたりいくらかお金を収める必要がある。くれるといってもその問題があり、まだ進んでいない

古賀委員 預かっているところだが、耕作者を探してくれと言われてもなかなかできないことがある。できないのなら国にやっけていいといわれる。地権者本人がいなくなれば子供等に迷惑になるから、管理費をやっけて、自分がいなくなるほうがいいといわれることもある。そういうのが今から出てくる可能性あるが、どういう形で市町村が預かって管理していくかはっきり決めてもらわないといけないというのがある。

事務局 確かに相談は国庫帰属制度、条件等見ると農地が圧倒的に多い状況。相談数も増加傾向にあります。具体的に相談からどういう手続き踏んでいくのか調べている状況。固定資産とも連携しながら考えていきたいと思えます。

古賀委員 よろしくお願ひします。

議長 市町村が管理していけるかという、どこの市町村も反対している状況。

吉川委員 よろしいですか。国に戻す制度、事務局にも何度かお尋ねしたが、大野島にも手続きを踏んであるところがある。3ヶ月といわない。それを相続人が相続しないとしている。その田んぼが賃貸、10年契約している。契約してから1年たったかどうかの状態。そういった帰属の通知はきましたか？

事務局 きていないです。福岡県内でもまだ事例がないそうです。農業委員会にも案内がくると思う。農業委員会でも意見求められると思うが、そういったものも来ていないです。

吉川委員 自分も柳川の裁判所に聞いたら、そういうのは3か月以内に終わらないといけない規定があるらしい。

事務局 登記も変わっていないです。

山崎委員 関連だが、今まで流動化をしているからどうだろうか？と相談受けて、知らないふりをして、今までどおり耕作しておいてよいのでは？ダメと言われたらそのときにやめるといいといった

事務局 権利（賃貸借）があれば、勝手に変えられないとは思いますが。

吉川委員 佐賀の司法書士が相談うけてそういう手続き家、屋敷全て。

事務局 家、屋敷は対象外だと思う。構築物は処分しないといけないと思う。

山崎委員 3, 4 か月はたつ。

事務局 正式な手続きに移る前の調整に時間がかかっているのかもしれないです。

議 長 よろしいでしょうか。
他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
1 番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、1 番は申請どおり許可することに決しました。
次に、2 番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

議 長 他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
2 番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、2 番は申請どおり許可することに決しました。
次に、3 番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

議 長 他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
3 番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、3番は申請どおり許可することに決しました。
次に、4番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

議 長 他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
4番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
よって、4番は申請どおり許可することに決しました。
以上で、議案第40号農地法第3条の許可申請についての審議を終わりました。
次に、議案第41号農地法第4条の許可申請についてを議題といたします。
1番について審議をお願いします。
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)
1番の申請目的は、駐車場用地であります。農地区分は、「おおむね10ha未滿の規模の一団の農地の区域内にある農地」である第2種農地となり許可基準を満たすこととなります。申請地の右側に申請者の家がありますが、農業用機械も敷地内に駐車しており、自己用及び来客用の駐車スペースが狭く、また申請地の北側に宅地がありますが、こちらは狭くまた隣接者より譲渡規模の話もでている状況で駐車場としては使えないため、今回転用し駐車場を確保するものです。
以上により許可妥当と考えますので、ご審議をお願いします。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、1番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

平田委員 1番について補足説明いたします。事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、問題はないと思います。詳細は事務局から説明があったとおりで

す。

議 長

次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

1番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議 長

挙手全員であります。

よって、1番は申請どおり許可することに決しました。

以上で、議案第4 1号農地法第4条の許可申請についての審議を終わりました。

次に、議案第4 2号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

1番～4番について審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局

（議案の朗読及び説明）

1番の申請目的は、宅地分譲であります。農地区分は、用途地域内の区域にある農地である第3種農地となり原則許可となります。4区画（ブロック積2段）に分け、申請地の真ん中が通路用地になります。盛土、砕石舗装します。ただし周辺の農地等に被害が出ないように、土留め工事を行います。雨水については自然流下させ集水桝をとおし側溝へ流します。資金については銀行の残高証明書で確認しています。

2番の申請目的は、貸駐車場であります。農地区分は、用途地域内の区域にある農地である第3種農地となり原則許可となります。盛土、舗装し隣地の水路との境にはコンクリート杭柵を設けます。駐車場としては3台分駐車できるようにします。募集はHPや看板を設け、希望者を募るとのことです。雨水については自然流下させます。資金については銀行の残高証明書で確認しています。

3番の申請目的は、宅地分譲（2区画）であります。農地区分は、用途地域内の区域にある農地である第3種農地となり原則許可となります。2区画に分け、造成工事を行い、完成後は住宅メーカーに売り渡す予定です。資金については銀行の残高証明書で確認しています。

4番の申請目的は、駐車場・資材置場用地であります。農地区分は、「おおむね10ha未満の規模の一団の農地の区域内にある農地」である第2種農地となり許可基準を満たすこととなります。申請地の隣に岡塗装工業がありますが敷地が狭く、駐車等不便をきたしているため今回転用し、従業員の駐車場と資材置場として活用するものです。造成のうえ、周辺へ被害が生じないように土留め工事を行います（ブロック4段積み）資金については銀行の残高証明書で確認しています。

以上により、許可妥当と考えますのでご審議をお願いします。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、1番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

貞苺委員 1番について補足説明いたします。事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、問題はないと思います。詳細は事務局から説明があったとおりです。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
1番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。
よって、1番は申請どおり許可することに決しました。
次に、2番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

貞苺委員 2番について補足説明いたします。事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、問題はないと思います。詳細は事務局から説明があったとおりです。

議 長 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

2番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長

挙手全員であります。

よって、2番は申請どおり許可することに決しました。

次に、3番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

宮崎委員

3番について補足説明いたします。事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、問題はないと思います。詳細は事務局から説明があったとおりです。

議 長

次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

3番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長

挙手全員であります。

よって、3番は申請どおり許可することに決しました。

次に、4番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

志牟田委員

4番について補足説明いたします。事前に連絡を受け現場を確認しておりますが、問題はないと思います。詳細は事務局から説明があったとおりです。

議 長

次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

4番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議 長

挙手全員であります。

よって、4番は申請どおり許可することに決しました。

以上で、議案第42号農地法第5条の許可申請についての審議を終わりました。

議 長 次に、議案第43号大川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により当委員会の決定を求められたので、ご審議をお願いします。職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。それでは、ご意見、ご質疑等ございませんか。(「なし」という者あり)他に、ご意見等なしと認めます。ただいまから、採決いたします。農用地利用集積計画について、賛成の委員の挙手をお願いします。(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、農用地利用集積計画は計画のとおり決定されることに賛成の意見を付することに決しました。以上で、議案第43号大川市農用地利用集積計画についての審議を終わりました。次に、報告17号農地法第18条第6項の通知についてを議題といたします。職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (報告の朗読及び説明)

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。みなさん、ご質疑等ございませんか。他に、ご意見等なしと認めます。以上で、報告第17号を終わります。

議 長

以上で審議を終わりました。

次に、署名委員を氏名いたします。

9番 宮崎 敏朗 委員

10番 古賀 林允 委員

を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、左様決しました。

以上で、第12回大川市農業委員会総会を閉会致します。